都道府県と気象庁が共同して
土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き

平成１７年６月

平成２７年２月改訂

令和元年６月改訂

令和３年６月改訂

令和８年５月改訂

国土交通省水管理・国土保全局砂防部

気 象 庁 大 気 海 洋 部

－　目　　次　－

〇はじめに

１．土砂災害警戒情報の基本的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１－１．土砂災害警戒情報の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１－２．土砂災害警戒情報の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　　（１）総論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　　（２）的確な運用と確実な伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　　（３）改善に向けた今後の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　１－３．土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点　・・・・・・・・・・・・3

２．土砂災害警戒情報の運用に必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　２－１．発表対象地域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　　（１）基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　　（２）発表対象地域細分化の検討をする際の留意点　・・・・・・・・・・・・5
　２－２．土砂災害警戒情報等の運用に必要なシステム等　・・・・・・・・・・・5
　　（１）土砂災害警戒情報に関する業務を行う際の
　　　資料の交換　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　　（２）土砂災害警戒情報を補足する情報を
　　　提供するシステム　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　　（３）土砂災害警戒情報に関する情報伝達体制　・・・・・・・・・・・・・・6
　　（４）インターネット等を通じた一般公開の考え方　・・・・・・・・・・・・7
　２－３．土砂災害警戒情報の運用に際して定めるべき基本的事項　・・・・・・9
　　（１）土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる指標とその基準・・・・・・・9
　　（２）協定及び実施要領の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　　（３）都道府県地域防災計画への明記　・・・・・・・・・・・・・・・・・10

３．土砂災害警戒情報の作成・発表手順等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　３－１．土砂災害警戒情報の発表基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　３－２．土砂災害警戒情報の発表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　３－３．土砂災害警戒避難のための防災情報の随時提供　・・・・・・・・・・11
　３－４．土砂災害警戒情報の伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　３－５．気象官署が発表作業を実施できない場合の
　　　土砂災害警戒情報の発表等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

〇巻末資料

- 〇〇県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定（例）
- 〇〇県土砂災害警戒情報に関する実施要領（例）
- 土砂災害警戒情報等の実施に係る〇〇県と〇〇地方気象台間の気象・砂防情報等の交換に関する協定（例）
- 土砂災害警戒情報等の実施に係る〇〇県と〇〇地方気象台間の気象・砂防情報等の交換に関する細目協定（例）
- 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の設定と見直しについて
- 関連法令等の抜粋

〇関連資料

- 土砂災害警戒情報の基準設定及び検証の考え方

※関連資料については、情報名称について以下のとおり読み替えてください。

大雨注意報 → レベル２土砂災害注意報
大雨警報（土砂災害） → レベル３土砂災害警報
大雨特別警報（土砂災害） → レベル５土砂災害特別警報

○はじめに

多数の人的被害を伴う土砂災害から人命及び身体を守るための施策として、都道府県は従来から行われている砂防関係施設の整備に加えて、土砂災害に関する警戒避難基準雨量の市町村への提供や土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害特別警戒区域における土地利用規制等を図ってきた。また、気象庁は大雨に関する気象警報等を都道府県等の防災機関へ提供するほか、テレビ・ラジオ等を通じた住民への周知を図り、土砂災害への注意警戒を呼びかけてきた。

このような取組の中、平成 14 年度から国土交通省河川局砂防部（現水管理・国土保全局砂防部）と気象庁予報部（現大気海洋部）が連携して、土砂災害の警戒に関する情報の伝達をより迅速・確実化し、かつ地方公共団体の防災活動や住民の警戒避難行動等のより迅速・適切な実施が図られるよう、土砂災害警戒情報の提供へ向けての検討を、モデル県及び関係省庁の協力を得ながら進め、平成 17 年 9 月 1 日の鹿児島県を皮切りに、準備の整った都道府県から発表を開始した。平成 20 年 3 月に、全国展開が完了し、報道機関の協力も得て、広く国民に伝えられる情報として定着してきた。

しかし、毎年土砂災害による死者が発生しており、平成 26 年 8 月には広島県広島市で死者 77 名という、深刻な土砂災害が発生した。国土交通省は、市町村長が円滑に避難勧告等を発令し、住民の避難が迅速かつ的確に行われるよう、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）を改正し、土砂災害警戒情報を避難勧告（現在は避難指示）の判断に資する情報として法律に明記するとともに、都道府県に対して、土砂災害警戒情報を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずることを規定した。

このように土砂災害に対する注意警戒を呼びかける情報が充実する中、水管理・国土保全局及び気象庁は、シンプルでわかりやすい防災気象情報の再構築に向けて有識者からなる「防災気象情報に関する検討会」を開催し、その成果として、令和６年６月に「防災気象情報の体系整理と最適な活用に向けて」がとりまとめられた。本とりまとめに基づき防災気象情報の体系整理を進めるため、令和７年 12 月に、洪水の特別警報を新たに位置付ける等のため、「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」が成立し、気象業務法及び水防法の一部改正がなされた。一方で、土砂災害に関する防災気象情報は、従前の法的枠組みのもと、都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するとともに、気象庁において大雨注意報、大雨警報（土砂災害）及び大雨特別警報（土砂災害）を発表し、これらの情報により、土砂災害に対する自治体や住民の避難等を支援してきたところであり、土砂災害に関する防災気象情報の体系整理に係る法改正は不要とされ

た。ただし、情報名称については、本とりまとめに基づき、令和８年５月から土砂災害に関する統一された体系による防災気象情報として、レベル２土砂災害注意報、レベル３土砂災害警報、レベル４土砂災害危険警報及びレベル５土砂災害特別警報と変更されることとなった。

ここで、土砂災害防止対策基本指針（R8.〇.〇変更）に示すとおり、土砂災害防止法二十七条に基づく土砂災害警戒情報は、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条に基づく土砂崩れに関する警報と一体として、レベル４土砂災害危険警報の名称を用いて通知等することとなった。そのため、発表の判断に用いる指標の設定や当該情報の発表・通知等、都道府県と気象庁が引き続き緊密に連携することが求められる。

土砂災害は命の危険を脅かすことが多い災害であることから、避難行動をできるだけ早く行うことが必要である。土砂災害警戒情報は、土砂災害からの避難にとって極めて重要な情報であり、土砂災害警戒情報が発表された場合には、市町村長は直ちに必要な地域に避難指示を発令することが基本であることを強く意識する必要がある。

本手引きは、そのために必要な基本的な考え方や都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するうえで必要な事項等を整理したものである。

都道府県と気象庁は、本手引きを参照し、土砂災害警戒情報、レベル４土砂災害危険警報及びその他の土砂災害に関する防災気象情報について、自らの所掌する情報のみならず、双方の所掌する情報について理解を深めておくべきである。

１．土砂災害警戒情報の基本的事項

１－１．土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、国民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示(警戒レベル４)の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。また、住民の自主避難の判断等にも利用できるような内容とする。

１－２．土砂災害警戒情報の基本的な考え方

土砂災害警戒情報とは、市町村や住民等に必要な防災情報を提供し、迅速かつ適切な防災対応を効果的に支援していくために、土砂災害防止法第 27 条及び気象業務法第 11 条に基づき都道府県と気象庁が共同して作成・発表する情報であり、次のような基本的な考えに基づいて行うものである。

（１）総論

①都道府県から市町村への土砂災害警戒情報の通知は、レベル４土砂災害危険警報という名称で行う。

②都道府県は、気象庁によるレベル４土砂災害危険警報の発表を受けて、その内容をすみやかに関係する市町村に伝達できるようにするため、適切な情報伝達体制を構築する。

③レベル４土砂災害危険警報の通知を受けた場合には、市町村長は土砂災害警戒区域等を対象に直ちに避難指示を発令することが基本である。また、気象庁は土砂キキクルを、都道府県は避難対象地域等の特定に資する「詳細な状況」として市町村が定めた避難指示を発令する区域ごとの土砂災害危険度情報等の「補足する情報」を提供することにより、市町村における警戒避難体制を効果的に支援する。

④住民の自主避難の判断等にも利用されることから、土砂災害に関する予備知識のない住民にも理解しやすい情報提供となるよう努める。

⑤ソフト対策は、住民や市町村等が災害によるリスクや防災情報の意味を十分に理解し行動しなければ防災効果につながらないこと、レベル２土砂災害注意報、レベル３土砂災害警報等の段階からの早め早めの対応が重要であることを強く意識し、関係機関の密接な連携により、平常時からの普及啓発に努める。

（２）的確な運用と確実な伝達

①実施要領

・土砂災害警戒情報の発表・通知等にあたり、都道府県と気象庁との連絡体制

やデータ交換等に係る必要な事項は、あらかじめ実施要領等に定めておく。

・地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合に備えて、暫定基準の取り扱いについて都道府県と気象庁で事前に協議して定めておく。

②発表・解除等

・土砂災害警戒情報の発表は住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量が、気象庁が提供するおおむね二時間先の予測降雨量を加味して決まる危険降雨量に達したときに行う。

・都道府県は、気象庁大気海洋部、管区気象台、沖縄気象台又は地方気象台（以下「地方気象台等」という。）と連携して過去の降雨の状況及び土砂災害（土石流及び急傾斜地の崩壊）の発生状況等を総合的に勘案して、降雨が危険降雨量に到達したことを判断するため、土砂災害発生危険基準線（Critical Line：以下「CL」という。）を設定する。

・CL は、気象庁によるレベル４土砂災害危険警報の発表の判断にも用いられる。なお、気象庁が発表するレベル２土砂災害注意報、レベル３土砂災害警報、レベル４土砂災害危険警報、レベル５土砂災害特別警報は、危険度に応じて段階的に発表されるものであり、いずれも CL を踏まえて系統的に定められる基準により発表されるものである。このため、都道府県は CL について気象庁と情報共有を行う。

・CL の設定に当たっては、原則として気象庁が国土交通省、都道府県が提供するデータも組み合わせて解析した雨量（以下、「解析雨量」という）を用い、現在の監視予測技術を考慮して１㎞メッシュを基本とする。

・土砂災害警戒情報の発表の可能性が高いときには、早い段階から、その旨を気象庁が「早期注意情報」や「時系列情報」等において発表することを踏まえ、都道府県は市町村に対して事前に警戒を呼びかけるよう取り組むものとする。

・土砂災害警戒情報の解除はこれまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想される場合等土砂災害の危険性が低くなったときに行う。

③確実な通知・周知

・都道府県は、関係する市町村長に対し、土砂災害警戒情報を確実に通知する。その際、土砂災害警戒情報は、気象業務法第十三条第一項に基づく土砂崩れに関する警報と一体として、レベル４土砂災害危険警報の名称を用いて通知するものとする。

・都道府県は、多様な情報伝達手段の活用等により、土砂災害警戒情報の一般への周知の措置を講ずる。土砂災害警戒情報の周知に際しては、レベル４土砂災害危険警報の名称を用いて行うものとする。

（３）改善に向けた今後の取組

・土砂災害警戒情報の発表単位については、市町村単位を基本とする。ただし、市町村長が避難指示を発令する上で、対象地域を的確に判断できるよう、この発表単位の細分化について、地域の防災活動や災害事例など地域の実情に応じて発表単位の細分化を検討していく必要がある。その際、地方気象台等と調整の上、例えば、旧市町村単位を参酌するなど、情報の受け手側のわかりやすさにも留意して検討を行う必要がある。

・都道府県は、土砂災害発生時刻・位置等のできるだけ正確な情報を市町村と連携して収集し、土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる CL の継続的な見直しに努めるものとする。

・土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる指標の決定方法等については、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁大気海洋部等が、自然的・社会的条件の変化及び自然科学的知見の蓄積状況に合せて、適宜改善を図る。

土砂災害警戒情報を都道府県と気象庁が共同して作成・発表することについては次のように整理する。

・都道府県は、土砂災害防止法第 27 条(土砂災害警戒情報の提供)に基づき、災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定による避難のための立退きの指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報を、気象業務法第 13 条第１項に基づく土砂崩れに関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて関係する市町村に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。気象庁は、大雨等が予想されるときに、気象業務法第 13 条(予報及び警報、以下第 15 条の２まで適用)に基づく土砂崩れに関する警報の一種としてレベル４土砂災害危険警報を行うとともに、同法第 11 条(観測成果等の発表)に基づく気象情報の１つとして、土砂災害警戒情報を発表し、両者を一体的に行うものと整理する。

１－３．土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

CL の設定は、土壌水分量が一定以上となり、一連の降雨のピーク付近で、ある一定の範囲で発生する急傾斜地の崩壊や土石流が発生した際のデータ等に基づいて行うこととなっていることから、降雨に関係なく発生する散発的な急傾斜地の

崩壊については発表対象とするものではないことに留意する。また、表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる深層崩壊等についても発表対象とするものではない。

なお、地すべり（斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象）については、危険性が確認された場合に国や都道府県等が個別箇所毎に実施する移動量等の監視・観測等の調査結果等に基づき、市町村が避難指示等の発令の判断をする等対応することが原則である。

２．土砂災害警戒情報の運用に必要な事項

２－１．発表対象地域の設定

（１）基本的な考え方

土砂災害警戒情報は、市町村の避難指示を支援する情報であることから、災害対策基本法に基づく避難指示等の権限者である市町村長を利用者として考える。また、一般住民にも、危険を回避する行動をとるべき大雨となる状況が迫っていることに気づいてもらえるよう、予備知識が無くても理解できる地域の名称とすること、また伝達手段として広く普及しているテレビでも扱える情報量の範囲に抑えられるよう、原則として市町村を最小発表単位とし、都道府県内全ての市町村を発表対象とする。

なお、自然的、社会的条件等あらゆる観点から勘案して、土砂災害の危険性が認められない市町村については、この発表対象地域から除くことができる

（２）発表対象地域細分化の検討をする際の留意点

土砂災害警戒情報（情報の発表名称は「レベル４土砂災害危険警報」）は、「避難情報に関するガイドライン」にもあるように、その情報のみをもって避難指示の判断を行うものではなく、対象地域の絞り込みにあたっては、土砂キキクルや土砂災害危険度情報等と組み合わせることが重要である。一方、市町村合併により広大となった市町村については、災害発生の地域特性や気象特性に大きな違いが生じる場合がある。このような市町村においては、土砂災害警戒情報の避難判断基準への位置づけ、土砂キキクルや土砂災害危険度情報を活用した避難対象地域の絞込み等の警戒避難体制の状況等を踏まえ発表単位の細分化についても検討する。ただし、土砂災害警戒情報の発表単位を細分化する場合は、気象庁が発表する気象等に係る警報等の発表単位（二次細分区域）の分割も伴うこととなることに留意が必要である。さらに、たとえば発表単位名が旧市町村名など住民にとってなじみの深い地域の名称となる等情報が伝わる際のわかりやすさ、また、情報発表までの迅速性の確保等の観点から、都道府県と地方気象台等は、関係市町村や報道機関等の意見を伺いつつ、適切な発表単位を設定できるよう協議する。

土砂災害警戒情報の発表単位を細分化する場合は、その情報を活用した警戒避難対策が円滑に図られるよう、細分化する区域毎に迅速確実に通知できる体制を確立するとともに住民への周知方法等を定め、訓練等の機会を通じて実効性を高めるよう努めるものとする。

２－２．土砂災害警戒情報等の運用に必要なシステム等

（１）土砂災害警戒情報に関する業務を行う際の資料の交換

土砂災害警戒情報は、市町村長の災害応急対応等を適時適切に行えるよう支援

する目的から、危険度の判定には予測精度を踏まえつつ、数時間程度先までの降雨予測を用いる。降雨予測の精度を高めるには、その基礎となる精度良い雨量観測体制が必要不可欠であり、特に、局地的な降雨を把握するためには、きめ細かな雨量情報を用いることが有効である。以上のことから、都道府県はリアルタイムで収集した都道府県の雨量情報を地方気象台等へ提供する。

また、都道府県が提供する土砂災害警戒情報を補足する情報に必要な気象データについては、地方気象台等が都道府県に提供する。

なお、交換するデータの種類等については、都道府県及び地方気象台等の相互間で決定することとし、その決定事項については協定及び実施要領に明記することとする。

（２）土砂災害警戒情報を補足する情報を提供するシステム

市町村長が避難指示等の発令を行う対象地域を特定し、さらに災害を未然に防止できる適切なタイミングで避難指示等の発令を行えるよう、都道府県は、土砂災害警戒情報を補足する情報として、市町村が定めた避難指示を発令する区域単位の土砂災害警戒判定結果など市町村内における危険度の地域差と広がりが分かる詳細な分布図や土砂災害発生の危険度の推移が分かるスネーク曲線等を提供するとともに、これらの情報の改善に努める。

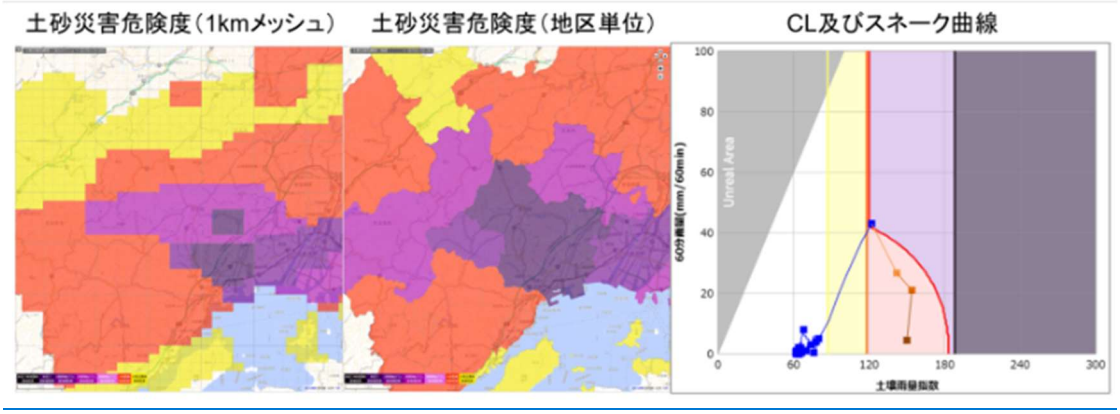


図１　土砂災害警戒情報を補足する情報（例）

（３）土砂災害警戒情報に関する情報伝達体制

レベル４土砂災害危険警報の名称で通知等される土砂災害警戒情報は、防災体制の立ち上げから段階的な増強等に関する判断を効果的に支援するために、地方気象台等の発表するレベル２土砂災害注意報、レベル３土砂災害警報、レベル５土砂災害特別警報等と一体的に利用されるものである。

このため、土砂災害警戒情報の伝達にあたっては、伝達先に迅速かつ確実に伝達されるよう、都道府県と地方気象台等は、予め担当部署等を明確にした連絡体

制を整備するなど、伝達先、伝達系統について十分に事前確認するとともに、報道機関等からの伝達についての協力を得る等より多重的で確実な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

①市町村への通知

・都道府県は、地方気象台等が発表したレベル４土砂災害危険警報を、都道府県地域防災計画に基づき、専用通信施設等により市町村へ伝達する。

・市町村は、市町村地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達することから、都道府県は、予め市町村から住民等への周知の方法を確認しておくものとする。

②報道機関等を通じた一般住民への周知方法

・近年のＩＴ（情報技術）化の進行により、多様な情報伝達手段が選択できることから、確実な土砂災害警戒情報の伝達のため、複数ルートを確保して一般住民へ周知する。周知にあたっては、レベル４土砂災害危険警報の名称を用いることとする。

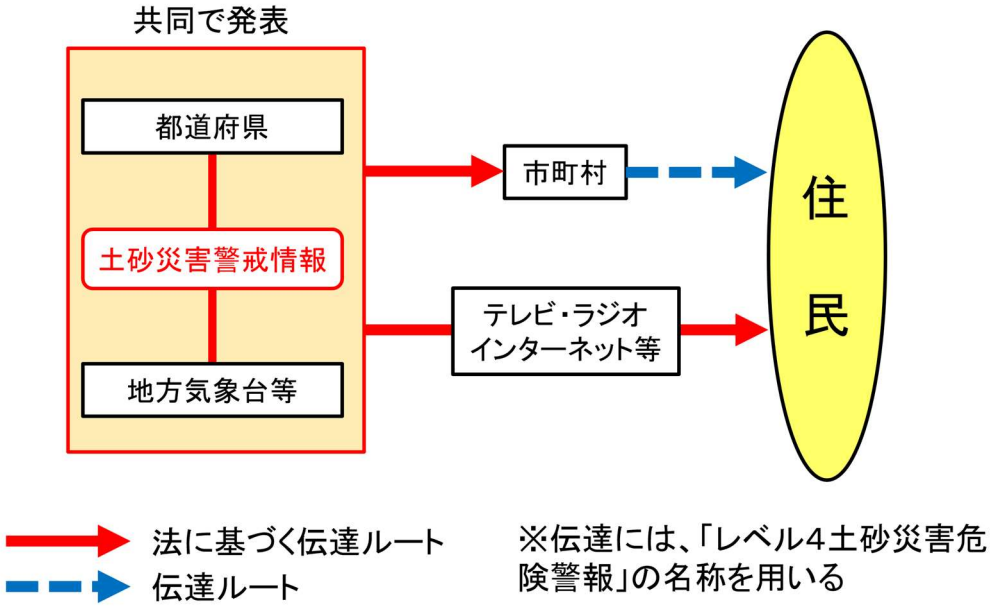


図２　土砂災害警戒情報の伝達と提供

（４）インターネット等を通じた一般公開の考え方

土砂災害警戒情報については、市町村等への防災対応の判断を支援するための都道府県及び地方気象台等からの伝達によるだけではなく、インターネット等を通じて利用者自ら入手できる提供形態を、都道府県は積極的に構築する。さらに、気象予警報や土砂災害警戒情報等が発表されている状況下で、市町村等の利用者

が自らの関係する地域での多種多様な判断を支援できるよう、土砂災害警戒情報に加え、土砂災害警戒情報を補足する情報を利用者自ら入手・検索できるように提供し、その情報を市町村等の担当者だけではなく住民にも公開することが望ましい。また、閲覧者が表示される情報を直ちに理解できるよう、分かりやすい表示とするとともに、表示に要する時間や情報更新間隔を短縮するよう努めるものとする。

なお、土砂災害警戒情報を一般に公表する際は、レベル４土砂災害危険警報の名称を用いることとする。

２－３．土砂災害警戒情報の運用に際して定めるべき基本的事項

（１）土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる指標とその基準

土砂災害警戒情報の発表の判断に用いるCLは、過去の降雨の状況及び土石流、急傾斜地の崩壊の発生状況等を総合的に勘案して、都道府県知事が地方気象台等と連携して設定するものとする。設定に当たっては、気象庁の解析雨量を用い、現在の監視予測技術を考慮して１㎞メッシュを基本として設定するものとする。なお、土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる指標とその基準は、関連資料「土砂災害警戒情報の基準設定及び検証の考え方」に示す指標及び基準の設定手法に基づき、都道府県と地方気象台等が共同して決定・運用することとする。

なお、指標とその基準の設定に際しては、協定及び実施要領に明記するものとし、継続的な見直しに努めるものとする。

また、地震や大規模な土砂災害等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合に備えて、都道府県は、地方気象台等と基準の取り扱いについて事前に協議し設定するものとする。巻末に、暫定基準の設定と見直しの考え方を示す。

（２）協定及び実施要領の締結

土砂災害警戒情報を円滑に運用するため、都道府県と気象庁は、基本的な方針を定めた土砂災害警戒情報に関する協定を締結するものとする。

また、運用する上での具体的な事項を明記した実施要領を都道府県と地方気象台等で協議して定めるものとする。

協定及び実施要領に明記すべき基本的事項は以下のとおりである。

なお、巻末に、協定と実施要領の文例を示す。

・土砂災害警戒情報の発表対象地域及び実施担当部署
・土砂災害警戒情報に関する業務の連絡先
・土砂災害警戒情報に関する業務を行う際の資料の交換等
・土砂災害警戒情報の発表基準
・土砂災害警戒情報の発表
・土砂災害警戒情報の伝達
・情報処理システム等障害時の措置
・その他留意すべき事項

また、必要に応じて、都道府県と地方気象台等とのオンラインデータ交換等システムに係る協定を締結するものとする。巻末に、情報等の交換に関する協定及び細目協定の文例を示す。

（3）都道府県地域防災計画への明記

土砂災害警戒情報の運用について、都道府県地域防災計画に明記することで、業務の位置付けを明確にする。ただし、土砂災害警戒情報は土砂崩れに関する警報と一体として、レベル４土砂災害危険警報という情報名称を用いて通知等されることを踏まえて記載する。

都道府県地域防災計画には、以下の事柄について明記することが望ましい。

・土砂災害警戒情報の目的及び基本的な考え方について
・土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点について
・土砂災害警戒情報の発表対象地域について
・土砂災害警戒情報の発表基準について
・土砂災害警戒情報の伝達体制について
・土砂災害警戒情報に係る市町村の対応、取組み等に関する事項について
・市町村地域防災計画に土砂災害警戒情報について定めることについて

３．土砂災害警戒情報の作成・発表手順等

３－１．土砂災害警戒情報の発表基準

土砂災害警戒情報の発表・解除は、土砂崩れ危険警報の発表・解除とそれぞれ一体的に行う。

土砂災害警戒情報の発表は、降雨の実況と概ね２時間先までの気象庁の降雨予測を合わせた指標がCLに達したときに行う。土砂災害警戒情報の解除は、降雨の実況と降雨予測を合わせた指標がCLを下回り、かつ、降雨予測を合わせた指標が短時間で再び超過しないと予想される場合に行う。

なお、地震や大規模な土砂災害が発生した場合等で現状の CL を見直す必要があると判断した場合は、都道府県砂防部局と地方気象台等は、必要に応じて、土砂災害の発生状況や降雨の状況などについて情報共有を行い、速やかに基準の暫定的な引き下げについて協議するものとする。

３－２．土砂災害警戒情報の発表

現在の技術水準において、土砂災害の危険度は、予測降雨量及びCLを用いて判断することとしている。このような中、土砂災害の危険度の急激な高まりにも対応できるよう、土砂災害警戒情報の発表を都道府県が事前に承認しておくことにより、土砂災害警戒情報を迅速かつ合理的に発表・解除することとする。このため、土砂災害警戒情報に関する協定において、土砂災害警戒情報の発表内容等をあらかじめ定めておくこととする。

土砂災害警戒情報は、気象業務法に基づく土砂崩れに関する警報と一体として、レベル４土砂災害危険警報の名称を用いて通知等することとし、その内容は、情報名称、発表時間、発表者名、発表対象地域名等を含むものとする。

また、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立ち退きの指示の判断に資するという土砂災害警戒情報の目的を踏まえ、住民等のとるべき措置を示す「レベル４土砂災害危険警報の補足情報」を記載することを基本とする。「レベル４土砂災害危険警報の補足情報」の内容は定型化したものを使うこととし、内容について都道府県と気象庁の間で事前に調整を行うものとする。

なお、情報発表中の土砂災害の発生状況や降雨の状況などは、都道府県と地方気象台の間で必要に応じて情報共有を行う。

３－３　土砂災害警戒避難のための防災情報の随時提供

都道府県は、土砂災害警戒情報に加え、土砂災害警戒情報を補足する情報等をインターネット等で公表する。また、都道府県等は、当該市町村以外の市町村も含めた周辺地域における土砂災害の発生状況等の災害関連情報について、情報が得られ次第、内容を確認の上、なるべく速やかに情報共有するものとする。必要

に応じ技術的な説明を加えるなど、市町村にとってわかりやすい情報となるよう努めるものとする。気象庁は、できる限り市町村が夜間に急な避難指示等を発令することを回避するために、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が想定される場合は、予報、警報及び降雨の予測情報等について情報提供を行う。

３－４．土砂災害警戒情報の伝達

都道府県と地方気象台等は、事前に確認した情報伝達体制に基づき、土砂災害警戒情報を伝達先に迅速かつ確実に伝達する。また、その際、都道府県及び地方気象台等は、土砂災害警戒情報が各々の伝達先に確実に伝わったことを確認する。土砂災害警戒情報を解除した場合も、同様とする。

３－５．気象官署が発表作業を実施できない場合の土砂災害警戒情報の発表等

気象官署がその機能の一部又は全部を失った場合、当該官署（以下「機能喪失官署」という。）が実施すべき土砂災害警戒情報の発表業務については、迅速・確実な発表を優先し、都道府県と機能喪失官署の事前の合意のもと、機能喪失官署の代行官署において、土砂災害警戒情報の作成・発表作業や必要な都道府県への連絡を実施する。

機能喪失官署が業務の継続が困難であり代行を実施する必要があると判断した場合は、その旨を都道府県に連絡し、代行官署における業務代行を開始する。機能喪失官署の連絡が完全に途絶している場合は、代行官署から都道府県に連絡して業務代行を開始する。

機能喪失官署がその機能を回復したときは、都道府県に連絡し、業務の代行を終了する。